

令和4年度さぬき市学校給食共同調理場施設整備検討委員会第1回会議 要旨

- 1 日 時 令和4年9月29日(木) 19:00～20:30
- 2 場 所 さぬき市寒川第2庁舎 203会議室
- 3 出席者 [委 員] 山下美穂 白井誠司 大高哲也 杉山智志
山田眞粧美 徳田雅彦 溝渕茂樹 清水義樹
横山勝教 山本高広
- [事務局] 和田教育長 谷教育部長 高西学校教育課長
國方所長 大河原所長 石川課長補佐 中村副主幹
神野栄養教諭 樋口栄養教諭 澁谷学校栄養職員
川端調理師 植村調理師 奥田調理師
小泉潤 大木智哉
- 欠席者 [委 員] なし
- 傍聴者 なし
- 4 議 題 (1) 委員長及び副委員長の選任について
(2) 学校給食共同調理場施設の整備について
(3) その他
- 5 会議の内容は次のとおりである。

発言者	意見概要
(事務局)	ただいまから、令和4年度さぬき市学校給食共同調理場施設整備検討委員会第1回会議を開催します。
	開会に当たりまして、さぬき市教育委員会 和田教育長より御挨拶を申し上げます。
(教育長)	(挨拶)
(事務局)	本日の会議は、本委員会設置後、初回の会議でありますので、本来であれば、委員の皆様方及び事務局職員の紹介をさせていただくところですが、会議時間の短縮のため、席次表の配布に代えさせていただきます。
	議事に入る前に申し上げます。
	本日の会議は、公開の対象となります。また、議事録につきましても、さぬき市のホームページに掲載して公表することとなりますのでお知らせします。
	なお、本日は、傍聴希望者はいませんので御報告します。

	<p>それでは、これより次第に基づいて議事に入りますが、本日、委員10名全員に出席いただいておりますので、「さぬき市学校給食共同調理場施設整備検討委員会設置要綱第6条第2項」の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>設置要綱第6条第1項の規定により、委員長が議長となるとされていますが、本日の会議は、委員会設置後、初回の会議であり、まだ委員長が選任されておられません。従いまして、委員長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。</p>
(事務局)	<p>それでは、議題の(1)「委員長及び副委員長の選任について」でございます。</p> <p>委員長及び副委員長については、設置要綱第5条第1項の規定により、委員の互選により定めることとされています。いかがいたしましょうか。</p>
(委員)	(意見なし)
(事務局)	御意見がないようでしたら、事務局の案を申し上げてよろしいでしょうか。
(委員)	(事務局に一任)
(事務局)	<p>それでは、事務局の案を申し上げます。</p> <p>委員長は、「市立中学校長代表」の長尾中学校校長の山田委員 をお願いしたいと思います。</p> <p>また、副委員長は、「学識経験者」の香川大学創造工学部助教の山本委員 をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
(委員)	(異議なし)
(事務局)	<p>それでは、委員長は 山田委員、また、副委員長は 山本委員 をお願いいたします。両委員は、委員長席、副委員長席へそれぞれ御移動をお願いします。</p> <p>(委員長、副委員長着座)</p>
(事務局)	委員長、副委員長、それぞれ御挨拶をお願いいたします。
(委員長)	(挨拶)
(副委員長)	(挨拶)
(事務局)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、先程申し上げましたとおり、設置要綱の規定により、委員長が議長となるとされておりますので、これより会議の進行を委員長にお願いします。</p>

(議 長)	<p>それでは、次第に基づきまして議事を続けたいと思います。</p> <p>議題の(2)学校給食共同調理場の施設整備について、事務局から説明願います。</p>
(事務局)	(大川・志度学校給食共同調理場の現状と課題について説明)
(議 長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、御質問があればお願いします。</p>
(委 員)	アレルギー対応食の提供数について、食数規模の1～2%として60食を想定するというのですが、実際にアレルギー対応食の提供が必要な園児・児童・生徒はどれくらいいるのでしょうか。
(事務局)	<p>現時点では、調査等はしていないので、実際にアレルギー対応食が必要な児童・園児・生徒の数は把握できておりません。</p> <p>また、アレルギー対応食の内容、種類によっても違ってくると思います。</p>
(委 員)	教育委員会で調査している食物アレルギーを有する者の集計には、対応食までは必要のない園児・児童・生徒数も集計対象となっているのでしょうか。
(事務局)	食物アレルギーを有する者の集計には、アレルギーを有し、食べられない食品がある園児・児童・生徒を集計しており、対応食までは必要のない者は集計していません。
(委 員)	一般的なアレルギー対応食数を食数の1～2%としていますが、出典は何でしょうか。また、食物アレルギー対応食数を60食と想定していますが、実際にアレルギー対応食を希望する園児・児童・生徒数が60食より多いことも考えられます。アレルギー対応食数はどのように決定するのでしょうか。
(事務局)	<p>食物アレルギーを有する者の集計は、アレルギーの軽症者及び重症者を含んだ数となっています。今後の作業として、アレルギー対応食の対象者の精査を行う必要があります。</p> <p>「一般的に1～2%」については、明確な資料はなく、学校給食業界の経験則での数値です。「1～2%」は、アレルギー専用調理室の大まかな面積を把握するために使用しています。</p>
(議 長)	アレルギーの御質問がたくさん出ておりましたが、他にございませんでしょうか。
(委 員)	「学校給食衛生管理基準」において、「調理後2時間以内に給食できるよう努めること」とされているとのことですが、建設候補地については、「2時間以内」という要件をどの場所も満たしているということよろしいでしょうか。
(事務局)	この後、建設候補地の選定についても説明させていただく予定にしておりますが、

	「2時間以内」の要件を満たす場所を候補地として選定しております。
(議 長)	大川学校給食共同調理場、志度学校給食共同調理場を統合して、新たな場所に建設をしていくことについては、特に御意見はないでしょうか。
(委 員)	園児・児童・生徒の個人のアレルギーの保有状況や症状の度合を把握することができると、確度のある将来推計がしやすくなると考えます。
(議 長)	今後検討していくということですね。他に質問がなければ次に進もうと思いたすがいかがでしょうか。
(委 員)	(質問 意見なし)
(議 長)	それでは事務局、続きの説明をよろしくお願いします。
(事務局)	(施設規模の設定及び建設候補地の選定について説明)
(議 長)	施設の建設候補地について、8つの視点から評価したところ、最もふさわしいのが旧富田小学校という説明でありましたが、このことについて何か御意見、御質問のある方はいらっしゃいませんか。
(委 員)	第一候補の旧富田小学校の周辺は住宅地となっておりますが、周辺状況というのをお教えいただけないでしょうか。例えば、集合住宅があるとか、住宅地にはなっているが建物はまばらにあるとかいう様に教えてください。
(事務局)	旧富田小学校の周辺については、資料の航空写真が示すとおり、大きな集合住宅はありませんが、西側、南側に住宅が密集している状況です。北側、東側については、住宅が点在しているという状況です。
(委 員)	この資料の航空写真の範囲外も同じような状況でしょうか。
(事務局)	旧富田小学校から少し離れますと住宅が少しまばらになります。密集状態が続いているわけではありません。
(議 長)	他にはございませんか。
(委 員)	建設候補地の比較の資料の中にある配送時間について、その見方を教えていただきたい。また、旧富田小学校への進入路は狭いという印象があります。道路の幅の状況についても教えていただきたい。
(事務局)	配送時間につきましては、各配送先へ一つずつ配送して行く時間の合計を記載しております。
	また、旧富田小学校へ入る道路が狭いという印象とのことですが、現時点では、長尾街道から旧富田小学校へ進入することを想定しており、給食配送車(2t車)程度であれば十分通行できる広さということで認識しています。

(議 長)	他にはございませんか。
(委 員)	先程の質問に関してですが、配送時間について、昼頃に一番近い道を通ってこのくらいの時間がかかるということですね。
(事務局)	そうです。
(議 長)	よろしいでしょうか。何かございますか。
(委 員)	(質問 意義なし)
(議 長)	次に進めさせていただきます。事務局説明をお願いします。
(事務局)	(整備手法について説明)
(議 長)	ただいまの説明で何か御質問、御意見がございましたらお願いします。
(委 員)	どのような整備手法を採るかということについては、今から検討していくとのことですが、民間活力導入手法を採る場合、事業者選定に参加を希望する業者はどれくらいいるのでしょうか。
(事務局)	それについては、今後、設計業者、建設業者、調理場の運業者、厨房機器の業者等に対して、アンケート、ヒアリング、見積調査等を行う予定にしています。
(委 員)	調理員の募集を行っても応募が少ないとのことですが、調理業務を民間に委ねた場合、調理員の欠員の補充は簡単にできるのでしょうか。 また、調理業務を民間事業者に委ねることによって、給食がおいしくなくなったということがあったら寂しいと思います。
(事務局)	民間活力導入手法の場合、参加事業者については、他の事例から見ると、大体2グループから3グループ出てきています。現在でも数社、興味を示している会社がございますので、参加がないということはないと思います。 それから、調理員の雇用のことですが、運營業務の業務範囲として、民間事業者へ委ねることができます。直営から委託に変わる際は、直営の職員の希望を聞きながら必要な人数については民間事業者で雇用していただく、足りない場合は、その民間事業者の中で転勤して来てもらうような対応になると考えます。
(議 長)	他にございますか。
(委 員)	アレルギーの話に戻りますが、園児・児童・生徒の個人のアレルギーの保有状況や症状の度合を把握する場合は、特定原材料を直接食べなければ問題ない人数・特定原材料を除去しないといけない人数がどの程度いるか把握してほしい。可能であれば、この調査よりもきちんとした割合が出ると思います。

(事務局)	分かりました。ありがとうございました。
(議長)	事務局が検討していただけるということでよろしく申し上げます。 他にございませんか。
(委員)	人手不足であるということですが、人材確保において障害となっていることについて、例えば、職場環境が悪いとか調理器具の不備があるとか、個別のエピソードなどについて教えてください。施設設計の段階で考慮すべき点になるかと思しますので、お伺いしたいと思います。
(事務局)	調理環境の改善は行っているところですが、作業環境というのは要因になると考えます。また、賃金の面についても、事務局として改善していく努力はしているのですが、なかなか解決できない部分がありますので、応募することが少ない要因と考えます。
(議長)	よろしいでしょうか。
(委員)	(質問 意見なし)
(議長)	次のステップに向けて新たに準備することを皆様の方から御意見いただいて進めていきたいと思えます。 以上で本日の議事を終了いたします。 これを持ちまして、議長の役目を終わらせていただきます。進行は事務局へお返しいたします。 皆様御協力をありがとうございました。 委員長ありがとうございました。
(事務局)	次回からの会議開催時間についてですが、18時30分開始とさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。 それでは、以上をもちまして、さぬき市学校給食共同調理場施設整備検討委員会第1回会議を終了いたします。ありがとうございました。